2・3　（略）

（変更の承認又は届出を要する事項）

第五条　（略）

2　令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）、同条第一項第七号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる事項（実習指導者に関する事項に限る。次項において同じ。）とする。

3　令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項、同項第七号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる事項とする。

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	十二 十四 四	栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。 自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎理学療法学 理学療法管理学	六 二	職場管理、理学療法教育及び職業倫理を含む。
	理学療法評価学	六	医用画像の評価を含む。
	理学療法治療学	二十	喀痰（かくたん）等の吸引を含む。
	地域理学療法学	三	
	臨床実習	二十	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の二以上は医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）をいう。以下同じ。）において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。
合計		百一	

2・3　（略）

（変更の承認又は届出を要する事項）

第五条　（略）

2　令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。

3　令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 （新設）	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	十二 十二 二	（新設） （新設）
専門分野	基礎理学療法学 （新設）	六	（新設）
	理学療法評価学	五	（新設）
	理学療法治療学	二十	（新設）
	地域理学療法学	四	（新設）
	臨床実習	十八	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計		九十三	